

武蔵野市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市印鑑条例の一部を改正する条例

武蔵野市印鑑条例（昭和52年7月武蔵野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p><u>（専用端末機による印鑑登録証明の申請等）</u></p> <p><u>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、規則で定めるところにより、自ら印鑑登録証を使用して、市の電子計算機と電気通信回線により接続された専用の端末機により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>		<p>条の削除</p>
<p><u>（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）</u></p> <p><u>第21条 第18条及び第19条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、規則で定めるところにより、自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14</u></p>	<p><u>（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）</u></p> <p><u>第20条 第18条及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、規則で定めるところにより、自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14</u></p>	<p>条の繰上げ及び字句の改正</p>

年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限り、又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限り。)を使用して、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第22条から第25条まで

年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限り、又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限り。)を使用して、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第21条から第24条まで

条の繰上げ

付 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。

(提案理由)

令和6年8月31日の証明書自動交付機の廃止に伴い、所要の改正をするものである。